

データヘルス計画を策定 笑顔と安心の暮らしのために

■問い合わせ
健康管理センター
☎52・2222

【データヘルス計画とは】

国民健康保険データベース（KDB）システムのデータから、県や全国の同規模市町村（以降、同規模という）とデータを比較することで、市の健康課題を分析して策定した計画書です。計画に従い、課題の改善を目指して保健事業に取り組みます。

【小浜のデータ（平成25年度）分析結果は？】

特定健診

健診受診率は31・9％で、県内11位、同規模平均よりも5％低く、健診受診者は大変少ない状況にあります。メタボリックシンドローム該当者（肥満だけでなく血液検査などに重複して異常がある人）は18・6％と、県内6位、同規模平均よりも2％多い状況にあります。

医療費

一人あたりの月平均医療費は2万3526円と低いです。入院患者数割合は県と同規模より多く、入院日数も長い状況にあります。これは、早期からの継続受診ができず入院が必要になってしまっている人が多いということです。

介護給付費

一件あたりの給付費6万2743円は低いですが、認定率は20・4％と高く、65歳未満の若い認定者では、脳卒中が原因の人が多く状況です。

【健康な体を維持するには？】

① 栄養・運動・休養

体の成長と衰えに合わせた「栄養」「運動」「休養」を心がけることが大切です。

② 自分の体に合わせる

食べること、動くこと、休養の取り方が自分の体に合わない状態の継続が、生活習慣病の発症リスクを上昇させます。

③ 自覚症状がないので注意

高血圧や糖尿病などの「生活習慣病」は自覚症状がなく進行し、ときに入院や介護が必要な重大な病気を発症します。脳卒中や心筋梗塞、認知症などの発症は、自分の命と生活だけでなく家族や地域の人の生活にも影響します。

【特定健診結果と医療受診状況を分析する】

市国民健康保険の特定健診対象者は5196人、このうち特定健診と医療のどちらも受診していない人は1697人います。この人たちの体の中や血管はどのような状況にあるのでしょうか。



自覚症状のない生活習慣病では、検査、測定をしなければ、血圧や血液成分がどのような状態にあるのかわかりません。

健診受診者1688人の結果では、31・5％の人が重症化の可能性がある状態であり、医療にかかっていない人の22％（185人）が該当しました。

さらに、その14・5％（27人）の人に心電図の高度変化や眼底検査でみる血管の変化、慢性腎不全の状態にあるなど臓器障害が疑われ、早期の医療が必要な状況にありました。

【小浜の課題は】

■ 健診未受診者が多いこと

「自分の健康は自分で守る」行動が実践できている人が少ないこと

■ 適切な医療にかかる時期を逃したり、継続できず重症化する人がいること

【中長期の目標】

- ① 虚血性心疾患・脳血管疾患・糖尿病性腎症を発症する人を少なくする
- ② 医療費のうち重症化による長期入院の件数を減らし費用を抑える

【短期目標と市国保が取組む保健事業】

- ① 健康習慣に取り組み市民を増やす
「生活習慣病発症予防対策」
- ② 自分の健康に関心を持ち、毎年健診を受け
る人を増やす
「健診未受診者対策」
- ③ 健診受診者のうち高血圧、糖尿病、脂質異常症、メタボリックシンドローム等を減らす
「重症化予防対策」

毎年の健診で生活習慣を見直し、予防可能な疾患による「生活の質の低下」や「若くして病気になる」ことを防ごう！

税金の年金天引きを知っていますか？

■問い合わせ 税務課 ☎64・6004

平成21年度から実施している市県民税、国民健康保険税の年金天引き（公的年金からの特別徴収）について、お伝えします（10月から対象となる人には、6～7月に納税通知書にて通知しています）。

【市県民税】

次の要件をすべて満たす人は、原則として年金天引き

- ① 65歳以上の年金受給者で、年金所得に係る市県民税が課税されている
- ② 年金受給額が年間18万円以上
- ③ 介護保険料が年金天引きされている
- ④ 年金天引きされる個人住民税が、老齢基礎年金の額を超えない

※新たに対象となる場合は、10月（国民健康保険税は10月または4月）から年金天引きが開始

※次年度以降も、下記の条件を基に、年金天引きされるかどうか判定されます

【国民健康保険税】

次の要件をすべて満たす世帯は、原則として年金天引き

- ① 世帯主が国民健康保険に加入している
- ② 世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満
- ③ 世帯主の年金受給額が年間18万円以上
- ④ 世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない

消費税増税に伴い一時的に給付金が支給されます

■問い合わせ 市民福祉課 ☎64・6011

消費税増税に伴う所得の低い人への負担の影響に配慮するため、一時的に給付金が支給されます。

また、所得の少ない年金受給者の支援を目的に、年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）が併せて支給されます。

【支給対象者】

次の要件をすべて満たす人

- ① 平成28年1月1日（基準日）に市の住民基本台帳に登録されている
- ② 平成28年度住民税（均等割）が課税されていない
- ※ 28年度住民税が課税されている人の扶養者になっている場合、生活保護制度の被保護者である場合などは、対象外となります

【支給額】

■ 支給対象者1人につき3千円

■ 支給対象者で、平成28年6月に障害基礎年金、遺族基礎年金等が支払われている人（28年5月分の受給がある人）は、年金生活者等支援臨時福祉給付金として、1人につき3万円を併せて支給
※ 高齢者向け給付金（3万円）を受給した人は除く

★ 給付金を受け取るには、申請が必要です。

対象となる人には、9月12日に給付金の案内と申請書を送付済。支給には申請から約1カ月程度要します。

【申請受付期限】

平成29年2月28日④まで